

6 総務省

令和6年7月1日（月）13：30 現在
総 務 省

令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（第109報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定 （注1）	NTT 東日本	・被害情報なし
	NTT 西日本	・石川県内でサービスに影響 インターネット：約50回線 （内数）ひかり電話：約40回線 アナログ電話：約180→150回線 ※地域別は以下のとおり ・石川県輪島市 インターネット：約50回線 （内数）ひかり電話：約40回線 アナログ電話：約180→150回線 ※加入者宅への引込線等については申告受付後順次復旧作業予定
	NTT コミュニケーションズ*	・被害情報なし
	KDDI	・被害情報なし
	ソフトバンク	・復旧済み
携帯電話等	NTT ドコモ	・1市の一部エリアに支障あり→ <u>エリア支障なし</u> ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 石川県（1市→0） ※合計1→0局停波（内訳）石川県 1→0局
	KDDI (au)	・1市の一部エリアに支障あり→ <u>エリア支障なし</u> ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 石川県（1市→0） ※合計3→1局停波（内訳）石川県 3→1局
	ソフトバンク	・エリア支障なし ※合計3→2局停波（内訳）石川県 3→2局
	楽天モバイル	・自社設備によるサービス提供地域についてエリア支障なし ※合計12局停波（内訳）石川県 12局

（注1） 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：石川県、富山県、福井県、新潟県、長野県は現時点で被害なし。
- ・市町村防災行政無線：石川県珠洲市は猫ヶ岳の山上中継局が復旧。屋外拡声子局2局は津波により損失、2局が故障。その他石川県内の市町は被害なし又は復旧の上運用中。
新潟県、長野県、富山県及び福井県の各市町村は現時点で被害なし又は復旧の上運用中。

（注）自治体及び関係事業者が把握可能な範囲の情報を記載。CATV、減災コミュニケーション

ンシステム等を活用したシステムは含まない。

○MCA 無線：国内サービスエリアに異常なし。

（一財）移動無線センターは、応援派遣を実施する地方公共団体等に MCA アドバンス等を計 24 台無償貸与。

2. 放送関係

＜地上波（テレビ・ラジオ）＞

復旧済み

＜ケーブルテレビ＞

地域	事業者名	現状	影響世帯数	備考
石川県珠洲市の一部	能越ケーブルネット	幹線は一部地域を除き復旧済	※	伝送路断
石川県輪島市の一部	輪島市	幹線は一部地域を除き復旧済	※	伝送路断

※ 引き込み線の断線による戸別の停波については、申告に基づき、引き続き復旧を進める。

3. 郵政関係

被害の種類	被害状況等
窓口業務関係 (ATM 含む)	○再開局 88 局→89 局、業務休止局 29 局→28 局 ○奥能登地域の 30 局において、ATM サービスを再開し、 うち 23 局においては貯金・保険窓口も再開 ○直営郵便局 17 局において業務休止 ・石川県 16 局（七尾市 1 局 輪島市 6 局 珠洲市 2 局、穴水町 2 局 志賀町 2 局 能登町 3 局） ・新潟県 1 局（新潟市 1 局） ○簡易郵便局 12 局→11 局において業務休止 ・石川県 12 局→11 局（七尾市 2 局 輪島市 2 局 珠洲市 3 局→2 局 羽咋 市 1 局 志賀町 1 局 穴水町 1 局 能登町 2 局） ※1 詳細は別途公表 ※2 上記の他、石川県内のコンビニ設置型小型 ATM1 か所が故障
配達業務関係	○奥能登地域全域で郵便物、既に差出済みのゆうパック等の郵便局窓口における引渡し業務を再開（珠洲局、輪島局、門前局、町野局、穴水局（敷地内に開設する車両型郵便局）、能都局、松波局、柳田局） ○奥能登地域で郵便物、ゆうパック等の差出を再開（輪島局、門前局、町野局、輪島鳳至局、釧路局、輪島昭南町局、門前道下局、珠洲局、珠洲駅前局、蛸島局、大谷局、三崎局、宝立局、正院局、狼煙局、能都局、松波局、柳田局、穴水局（同上）、小木局、瑞穂局、中居局、比良局） ○全国から奥能登地域宛ての局留め（輪島局、門前局、町野局、珠洲局、能都局、松波局、柳田局、穴水局（同上））扱いとするゆうパックの引き受けを、全国の郵便局で再開 ○奥能登地域のうち珠洲市のほぼ全域及び輪島市の大半の地域並びに鳳珠郡穴水町及び能登町において、各ご家庭及び事業所への郵便物・荷物の配達を再開

Ⅱ 総務省の対応状況

- 1 月 1 日（月）16 時 10 分、総務省災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。
- 1 月 1 日（月）22 時 40 分、総務省非常災害対策本部（長：総務大臣）に格上げ

- 1月2日（火）、総務省非常災害対策本部会議（第1回）開催
- 1月3日（水）、総務省非常災害対策本部会議（第2回）開催
- 1月4日（木）、総務省非常災害対策本部会議（第3回）開催
- 1月5日（金）、総務省非常災害対策本部会議（第4回）開催
- 1月6日（土）、総務省非常災害対策本部会議（第5回）開催
- 1月7日（日）、総務省非常災害対策本部会議（第6回）開催
- 1月8日（月）、総務省非常災害対策本部会議（第7回）開催
- 1月9日（火）、総務省非常災害対策本部会議（第8回）開催
- 1月11日（木）、総務省非常災害対策本部会議（第9回）開催
- 1月12日（金）、総務省非常災害対策本部会議（第10回）開催
- 1月14日（日）、総務省非常災害対策本部会議（第11回）開催
- 1月16日（火）、総務省非常災害対策本部会議（第12回）開催
- 1月18日（木）、総務省非常災害対策本部会議（第13回）開催
- 1月19日（金）、総務省非常災害対策本部会議（第14回）開催
- 1月23日（火）、総務省非常災害対策本部会議（第15回）開催
- 1月25日（木）、総務省非常災害対策本部会議（第16回）開催
- 6月27日（木）、総務省非常災害対策本部会議（第17回）開催

○ 市町村の行政機能の確保状況

- ・震度6弱以上を観測したすべての自治体の固定電話について、通話可能な状況となっている。

○ 被災自治体の住基情報等

- ・石川県輪島市、穴水町で、自団体の住民記録システム、住基ネット、総合行政ネットワーク（LGWAN）が利用不可の状況であったが、全て復旧済み。

○ 被災地への総務省職員の派遣

- ① 通信サービス等の確保に関しては、MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、職員を石川県災害対策本部に延べ133名（1/1～）派遣。
 - ② 政府の現地対策本部に延べ302名（1/2～）派遣。
 - ③ 輪島市、珠洲市及び能登町に、幹部級として職員を派遣。
- （※）①及び③の職員は、政府の現地対策本部の業務も兼務しており、上記②の人数にも含まれる。

○ 人的支援について

- ・1月2日（火）、石川県内6市町に対し、6県市から総括支援チーム（避難所運営等の支援に向けた応援ニーズの確認、災害マネジメント支援）の派遣を決定し、1月3日（水）から現地で活動を開始。6月21日（金）をもって、6市町全てにおいて総括支援チームの派遣を終了。

<総括支援チームの派遣状況>

※都道府県には域内市町村職員を含む。

被災県	被災市町	派遣団体	派遣時期
石川県	輪島市	三重県	1月4日より活動開始
	珠洲市	浜松市	1月3日より活動開始
	能登町	滋賀県	1月3日より活動開始
	穴水町	静岡県	1月3日より活動開始
	七尾市	名古屋市	1月3日より活動開始
	志賀町	愛知県	1月3日より活動開始
	6市町	6県市	—

- ・6月30日（日）までに、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担うマンパワーの派遣）を決定し、同日は4名が現地で

活動。このほか、東京都は輪島市の住家被害認定調査の一部を東京都庁舎にてリモートで実施。（１月 27 日（土）39 名、１月 28 日（日）38 名、１月 29 日（月）39 名）

※都道府県には域内市町村職員を含む。

被災県	被災市町	派遣団体
石川県	輪島市	三重県、徳島県、大阪府、大阪市、堺市、東京都、川崎市、北海道、長野県、静岡県、岐阜県、愛媛県、広島県、山口県、高知県、北九州市、福岡市、熊本県、宮崎県、鹿児島県
	珠洲市	浜松市、福井県、兵庫県、神戸市、山梨県、千葉県、千葉市、熊本市、長崎県、大分県
	能登町	滋賀県、和歌山県、茨城県、宮城県、岩手県
	穴水町	静岡県、奈良県、栃木県、福岡県
	七尾市	名古屋市、京都府、京都市、埼玉県、さいたま市、相模原市、沖縄県、秋田県
	志賀町	愛知県、鳥取県、神奈川県、横浜市、岡山市、佐賀県、広島市、青森県、山形県
	中能登町	岐阜県
	羽咋市	長野県
	津幡町	相模原市
	かほく市	群馬県
	加賀市	静岡県
	宝達志水町	札幌市
	内灘町	仙台市、香川県
	金沢市	仙台市、島根県
富山県	氷見市	福島県、岡山県
	高岡市	広島市
	射水市	青森県
新潟県	新潟市	山形県、秋田県
3 県	18 市町	63 都道府県市

・全国知事会を通じて、鳥取県、福島県の感染症対策支援のための専門職員計 4 名を、石川県に派遣（１月 10 日（水）～24 日（水））。

○ 総務省災害対策用移動通信機器等の貸与状況（事業者等貸出や予定のものを含む。）

県・市町	衛星携帯電話	衛星インターネット (Starlink) ※ 1	公共安全 モバイルシステム※ 2	簡易無線機
石川県	2 3 (3)	1	二	—
七尾市※ 3	—	4 0	二	—
輪島市※ 4	3 1 (1 1)	8 0 (2)	二	9 5 (9 5)
珠洲市	3 6 (1 1)	6 2 (4)	—	6 6 (6 6)
羽咋市※ 5	—	2	二	—
志賀町	5	3	—	3 (3)
穴水町	1 0	4 5	—	—
能登町	1 8	4 2	—	—
その他※ 6	3 3 5 (2)	6 1	二	2 2 (2 2)
合計	4 5 8 (2 7)	3 3 6 (6)	二	1 8 6 (1 8 6)

（括弧書きは、総務省実施分）

注 衛星インターネット（Starlink）については、避難所に設置した機器を含む。

※1 第67報以降は、「Ⅲ 事業者等の対応状況」に記載の情報と整合。

※2 第67報以降では、公共安全モバイルシステム（プロトタイプ）について記載し、携帯電話・タブレットについては、「Ⅲ 事業者等の対応状況」の記載に統合。

※3 七尾市に拠点を置く七尾鹿島消防本部（七尾市及び中能登町が管内）を含む。

※4 輪島市に拠点を置く奥能登広域圏事務組合消防本部（輪島市、珠洲市、能登町及び穴水町が管内）を含む。

※5 羽咋市に拠点を置く羽咋郡市広域圏事務組合消防本部（羽咋市、宝達志水町及び志賀町が管内）を含む。

※6 応援職員の派遣を実施する地方公共団体等

・災害発生後、総合通信局から、順次、被災自治体に対して災害対策用移動通信機器の貸与を申出。官民連携により、プッシュ型での対応も含め、迅速に対応可能なよう体制を整備済み。他の総合通信局においても、広域支援に向けた体制を整備済み。

○ 総務省移動電源車の貸与状況

3台を石川県珠洲市に派遣（2台：1月4日～2月29日、1台：1月4日～3月7日）

○ 電波法に基づく臨機の措置

- ・1月3日（水）、株式会社NTT ドコモから基地局（移動基地局車）、船上基地局及びドローン基地局の開設申請があり、即座に免許。
- ・1月4日（木）、KDDI 株式会社から船上基地局の開設申請があり、即座に免許。
- ・1月4日（木）、和歌山県海南市から陸上移動局2局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月5日（金）、北海道札幌市から陸上移動局3局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月6日（土）、ソフトバンク株式会社からドローン基地局の開設申請があり、即座に免許。
- ・1月7日（日）、国土交通省から狭域通信（DSRC）基地局2局の設置場所の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月9日（火）、北海道札幌市から陸上移動局1局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月10日（水）、KDDI 株式会社から1月4日（木）に臨機の措置により免許した船上基地局の無線設備の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月10日（水）、株式会社NTT ドコモから陸上移動局（80GHz 帯高速無線伝送システム）2局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月11日（木）、ソフトバンク株式会社からドローン基地局の開設申請があり、即座に免許。
- ・1月11日（木）、株式会社NTT ドコモから陸上移動局（80GHz 帯高速無線伝送システム）4局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月12日（金）、KDDI 株式会社から1月4日（木）に臨機の措置により免許した船上基地局の無線設備の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月12日（金）、兵庫県神戸市から陸上移動局9局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月12日（金）、スカパーJSAT から携帯移動地球局1局の無線設備の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月12日（金）、株式会社NTT ドコモから1月3日（水）に臨機の措置により免許した船上基地局の無線設備の変更申請及び設置場所の変更申請があり、即座に許可。
- ・1月15日（月）、大阪府豊中市から陸上移動局7局の移動範囲の変更申請があり、即座に

許可。

- ・ 1月17日（水）、宮城県仙台市から陸上移動局1局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・ 1月25日（木）、海上保安庁から海岸局1局の開設申請があり、即座に免許。
- ・ 1月31日（水）、北海道札幌市から陸上移動局3局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・ 2月15日（木）、兵庫県宝塚市から陸上移動局9局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。
- ・ 3月6日（水）、山形県山形市から陸上移動局3局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。

<電波利用料>

- ・ 1月2日（火）及び1月4日（木）、災害救助法の適用を受けた地域のうち、北陸総合通信局管内及び信越総合通信局管内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・ 1月11日（木）、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書の送付を当面の間停止する措置を実施。

<無線従事者国家試験の科目免除期間の延長>

- ・ 令和3年1月から3月までに実施された無線従事者国家試験において合格点を得た試験科目のある者であって、災害救助法が適用された市町村の区域内に居住する者のうち次のいずれかに該当する者が、次に実施される当該資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該合格点を得た試験科目の試験を免除する。
 - ・ 令和6年1月又は2月に実施された無線従事者国家試験を受験しなかった者
 - ・ 令和6年3月に実施される無線従事者国家試験を受験しない者
- ・ 総務大臣の認定を受けた学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設を令和3年1月から3月までに卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であって、災害救助法が適用された市町村の区域内に居住する者のうち次のいずれかに該当する者が、次に実施される国家試験を受ける場合には、郵政省告示第273号（平成2年5月9日）により、申請によって、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。
 - ・ 令和6年1月又は2月に実施された無線従事者国家試験を受験しなかった者
 - ・ 令和6年3月に実施される無線従事者国家試験を受験しない者

<電気通信主任技術者試験の科目免除期間の延長>

- ・ 令和6年能登半島地震の影響により、令和6年1月28日実施の電気通信主任技術者試験を受験できず、次回試験（令和6年7月実施予定）への振り替えを希望した者のうち令和3年1月31日に実施した同試験における科目合格者については当該科目合格に係る免除期間が満了することから、次回試験まで試験の免除期間を延長する。

○ 1月9日（火）付で、被災者に対する地方税の減免措置等について、自治税務局長通知を发出。

○ 能登半島地震により生じた損失について、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用を可能とするため、2月16日（金）に「地方税法の一部を改正する法律案」を閣議決定・国会提出。同法律案は2月21日（水）に可決成立し、同日に公布・施行。

○ 消費者保護に関する取組の状況

- ・ 携帯電話不正利用防止法施行規則を1月11日（木）に改正し、被災者が本人確認書類を喪失したために本人確認書類が提出できない場合においても携帯電話の契約を行うことが

できる特例を1月11日（木）～6月30日（日）を対象期間として設定。

○ 財政支援について

- ・ 1月12日（金）、石川県、石川県内17市町、新潟県、新潟県内14市町、富山県、富山県内13市町村、福井県、福井県内3市の合わせて51団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、3月に交付すべき特別交付税の一部（211億1,300万円）を繰り上げて交付。
- ・ 2月15日（木）、石川県、石川県内7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）の合わせて8団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、3月に交付すべき特別交付税の一部（49億9,100万円）を繰り上げて交付。

○ 特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置関係

- ・ 1月11日（木）、能登半島地震による災害を「特定非常災害」に指定する政令を決定（同日公布・施行）。本政令により運転免許のような許認可等の満了日の延長（具体的には各府省が告示で制定）や、法令上の義務を履行できない場合の免責等が措置される。
- ・ 同日、報道発表を行い、総務省のX（旧 Twitter）等で情報発信。
- ・ 同日、能登半島地震特設ページ（総務省 HP）に措置の概要を説明するチラシを掲載。
- ・ 以後、各府省庁における告示の制定を促しつつ、各府省庁が制定する告示の状況を HP 上で随時更新の上公表。2月20日（火）現在、各府省庁が制定を予定していた告示は全て制定・公表済。
- ・ 法令上の義務を履行できない場合の免責措置については4月30日（火）が期限となっていたところ、特に必要なものについて新たな期限を定める政令を総務省が立案（なお、措置の対象及びその新たな免責期限は以下のとおり。）。同政令は4月23日（火）に閣議決定され、26日（金）に公布・施行。

対象となる義務	免責期限	（参考）所管省庁
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項の規定による申請等	令和6年6月30日	国土交通省
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第21条第1項の規定による書類の作成等	令和6年7月31日	内閣府
宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項の規定による毎会計年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成等	令和6年10月31日	文化庁

- ・ 法令上の許認可等の満了日の延長については6月30日（日）が期限となっていたところ、特に必要なものについて当該満了日を最長で12月31日（火）まで延長する政令を総務省が立案（なお、措置の対象は以下のとおり。）。同政令は6月25日（火）に閣議決定され、28日（金）に公布・施行。

対象となる許認可等	（参考）所管省庁
児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係 ・ 指定障害児通所支援事業者の指定等	こども家庭庁
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること	厚生労働省
介護保険法（平成9年法律第123号）関係 ・ 指定居宅サービス事業者等の指定等	厚生労働省
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係 ・ 障害者及び障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定等	こども家庭庁 厚生労働省

- 1月5日(金)、日本行政書士会連合会に対して、被災者支援について協力依頼の通知を発出。
(1月10日(水)、同会より「行政書士会・行政書士会員が行える支援」リストの提示あり)
- 1月7日(日)、総務大臣より日本行政書士会連合会会長に対して、被災者の生活再建に向け協力を直接要請。
- 1月11日(木)、日本行政書士会連合会から提供があった「行政書士会・行政書士会員が行える支援」リストについて、新潟県、富山県、石川県及び福井県の行政書士担当部局を通じて、被災地方公共団体に周知し、積極的に活用いただくよう依頼。
- 被災者に対する情報提供・特別行政相談の実施等
 - ・1月10日(水)～ 生活支援情報をまとめたガイドブックを公表・配布
 - ・1月12日(金)～ 災害専用フリーダイヤル開設
 - ・1月13日(土)～ 1.5次避難所において相談所を開設
 - ・1月15日(月)～ 行政書士と連携するなどして特別行政相談所を開設
 - ※ 今後、7/5 金沢市、7/7 珠洲市、7/9 輪島市、7/21 輪島市で開催予定。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) リエゾン派遣状況

事業者	派遣先	派遣人数(延べ)	派遣開始時期
NTT 西日本	石川県庁	345	1月1日
	富山県庁	4	1月2日
NTT ドコモ	石川県庁	172	1月2日
KDDI (au)	石川県庁	176	1月2日
	七尾市役所	6	1月4日
	輪島市役所	22	1月5日
	珠洲市役所	21	1月5日
ソフトバンク	石川県庁	118	1月4日
楽天モバイル	石川県庁	191	1月2日

(2) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI (au)、ソフトバンク、楽天モバイルが災害用伝言サービスを展開中。

(3) Wi-Fi スポットの提供

災害時等の無料Wi-Fi サービスである「00000 JAPAN (ファイブゼロジャパン)」を通信事業者が被災地を中心に提供。

※現在提供を終了

(4) 移動電源車、可搬型発電機、車載型基地局等の稼働状況

事業者	移動電源車	可搬型発電機	車載型基地局	可搬型基地局	可搬型衛星アンテナ	その他
NTT 西日本	—	—	—	—	—	

NTTドコモ	—	1	13	1	1	※1
KDDI (au)	—	—	—	1	10	※1
ソフトバンク	—	2	—	—	9	※2
楽天モバイル	—	—	—	—	—	
合計	—	3	13	2	20	

※1 NTTドコモとKDDIは共同で船上型基地局を展開（1隻）（1/6～1/18）

※2 ソフトバンクはドローン無線中継システム1機を展開（現在は運用を終了）

（５）通信料金等支援措置

通信料金等の支援措置（料金の減免、支払期限の延長、付属品の無償提供など）を、通信事業者各社が実施中。

（６）特設公衆電話の提供

一部の避難所等に事前設置された特設公衆電話が利用可能（NTT 西日本）

（７）３Ｇサービス終了の延期

ソフトバンクは、３Ｇサービスの終了を令和６年１月３１日から令和６年４月１５日へ延期（令和６年４月７日時点で、契約者住所が石川県にある方については、令和６年７月３１日まで同県内で３Ｇサービスを利用可能）

２．放送関係

（１）NHK

災害救助法が適用された区域内において、

① 半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約

② 災害対策基本法に基づく避難の指示又は退去命令を継続して１か月以上受けているものの放送受信契約

について、令和６年１月から６月までの放送受信料を免除（①、②にともに該当する場合は、②として取り扱う。令和６年７月１日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の指示又は退去命令を受けている場合は、その解除の日の属する月の翌月までとする。）。

石川県の支援物資輸送との連携等により、奥能登４市町（珠洲市、輪島市、能登町及び穴水町）の避難所等にポータブルラジオ（計１,２１４台）を提供。

臨時対応として、被災地の状況を伝える地上波のニュース番組等（石川県域放送等）を衛星放送（ＢＳの３チャンネル）で放送（１月９日（火）～６月３０日（日））。

（２）（株）WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

（３）（一社）衛星放送協会・スカパーＪＳＡＴ（株）

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

(4) テレビ設置状況

NHKが一般社団法人電子情報技術産業協会（^{ジエイト}JEITA）と連携し避難所にテレビを設置。

県	市町	設置場所の数※
石川県	七尾市	5箇所
	津幡町	1箇所
	輪島市	33箇所
	珠洲市	23箇所
	穴水町	13箇所
	能登町	14箇所
富山県	氷見市	1箇所
	小矢部市	1箇所
合計	8市町	91箇所

※撤去済みの数を含む。

3. 避難所及び災害対応機関への支援

○避難所等への支援

事業者	Wi-Fi ルータ	携帯電話	スマート フォン	タブレッ ト	モバイル バッテリ ー	マルチ チャージャ ー	衛星インタ ーネット (starlink)
NTTドコモ	104	—（※1）	—（※1）	—	1,308	108	6
KDDI (au)	26	—	—	—	—	21	113（※2）
ソフトバンク	27	23	—	—	—	5	—
楽天モバイル	2	—	—	—	50	4	—
合計	159	23	—	—	1,358	138	119

※1：携帯電話 1,000 台、スマートフォン 520 台の提供について公表（1/11）。

※2：Starlink 350 台の提供について公表（1/7）

○災害対応機関への支援

事業者	Wi-Fi ルータ	衛星携帯 電話	携帯電話	スマート フォン	タブレット	マルチチャ ージャー	衛星インタ ーネット (starlink)
NTT 西日本	—	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	284	274	217	721	218	—	—
KDDI (au)	57	127	102	353	30	—	162
ソフトバンク	74	27	219	—	129	—	49（※）
楽天モバイル	4	3	—	91	7	—	—
合計	419	431	538	1,165	384	—	211

※：Starlink 100 台の提供について公表（1/10）

4. 日本郵政グループ関係

- 災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いを1月4日（木）から実施。なお、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様に非常取扱いを実施。
 - ＜貯金関係＞
 - ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
 - ＜かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約関係＞
 - ・保険料の払込猶予期間の延伸（最長6か月間）
 - ・保険金の支払い等の非常取扱い
- 全国のゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口（簡易郵便局を含む）において、義援金の無料送金サービスを1月5日（金）から実施。
- 全国の郵便局（簡易郵便局を除く）及びかんぽ生命保険各支店において、災害救助法が適用された地域の被災者の方々を対象として、保険に関する特別取扱いを1月5日（金）から実施。
 - ・普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（貸付期間中0%、貸付期間後0.5%）
 - ・入院保険金の特別取扱い（被災地等の事情により入院できなかった方に対して、本来入院が必要であった期間についても入院保険金を支払う等）
- 日本郵政グループ4社において、今回の地震で被災された方々に対する義援金として、総額4千万円の寄付を1月10日（水）に決定。
- 郵便局の窓口（簡易郵便局を含む）において、1月12日（金）から、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除。
- ヤマト運輸株式会社能登営業所を穴水郵便局乙ケ崎分室として活用し、同分室において、局留扱いとして差し出されたゆうパックの引渡しを1月19日（金）から開始。
 - 郵便局窓口における局留扱いの体制が整ったことから、2月27日（火）以降全国の郵便局窓口での引き受けを終了。穴水郵便局乙ケ崎分室での保管は最長3月9日（土）まで。
- 石川県からの要望を受けて、同県が配布している避難者情報登録に関する「石川県からのお知らせ」を、郵便局窓口でご案内するとともに、転居届を出された方へ郵送。

大臣官房総務課防災・調整係 電 話 03-5253-5090 F A X 03-5253-5091
